（高度情報技術解析センター）

第五十一条　［略］

第七款　警察庁顧問

（警察庁顧問）

第五十二条　［略］

第二節　附属機関

第一款　警察大学校

第五十三条～第七十九条　［略］

第二款　科学警察研究所

第八十条～第九十八条　［略］

（附属鑑定所）

第九十九条　［略］

２　附属鑑定所は、第九十条第二号、第九十一条第二号、第九十二条第二号及び第九十三条第四号に定める鑑定及び検査のうち、科学警察研究所長が指定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。

［３～９　略］

（法科学研修所）

第百条　［略］

第三款　皇宮警察本部

第百一条～第百二十条　［略］

第三節　地方機関

第一款　管区警察局

第百二十一条～第百二十四条　［略］

（警務課）

第百二十五条　［略］

［一～十一　略］

十二　犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第百四十三条第十四号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

［十三　略］

第百二十六条～第百四十一条　［略］

（首席監察官及び監察官）

第百四十二条　首席監察官及び監察官の所掌事務については、第百二十四条の規定を準用する。

（警務・監察課）

第百四十三条　［略］

（会計課及び会計監査官）

第百四十四条　会計課及び会計監査官の所掌事務については、それぞれ、第百二十七条及び第百二十八条の規定を準用する。

（高度情報技術解析センター）

第五十条　［同上］

第七款　警察庁顧問

（警察庁顧問）

第五十一条　［同上］

第二節　附属機関

第一款　警察大学校

第五十二条～第七十八条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

第二款　科学警察研究所

第七十九条～第九十七条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

（附属鑑定所）

第九十八条　［同上］

２　附属鑑定所は、第八十九条第二号、第九十条第二号、第九十一条第二号及び第九十二条第四号に定める鑑定及び検査のうち、科学警察研究所長が指定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。

［３～９　同上］

（法科学研修所）

第九十九条　［同上］

第三款　皇宮警察本部

第百条～第百十九条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

第三節　地方機関

第一款　管区警察局

第百二十条～第百二十三条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

（警務課）

第百二十四条　［同上］

［一～十一　同上］

十二　犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第百四十二条第十四号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

［十三　同上］

第百二十五条～第百四十条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

（首席監察官及び監察官）

第百四十一条　首席監察官及び監察官の所掌事務については、第百二十三条の規定を準用する。

（警務・監察課）

第百四十二条　［同上］

（会計課及び会計監査官）

第百四十三条　会計課及び会計監査官の所掌事務については、それぞれ、第百二十六条及び第百二十七条の規定を準用する。